

社会福祉法人神川町社会福祉協議会
歳末たすけあい募金配分検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の個人又は団体等から寄せられた歳末たすけあい募金を適切に配分及び活用するため、歳末たすけあい募金配分検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 募金の配分に係る事項
- (2) 募金の活用に係る事項
- (3) その他募金の配分又は活用に係る必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、神川町民生委員・児童委員協議会委員、神川町社会福祉協議会(以下「社協」という。)役員、神川町福祉関係職員から社協会長が委嘱する者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、社協会長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ氏名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(費用弁償)

第7条 委員には費用を弁償することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月13日から施行する。